総会議事録

- 1. 開催日時 平成27年6月16日(火) 午前9時30分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
- 3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國 岡 道 夫 2番 太 田 修 3番 松 本 英 樹 4番 尾 上 昭 則 5番 小 西 勝 正 6番 髙 原 敏 正 7番 大 河 原 誠 8番 大 森 一 廣 9番片岡一矢 12番 太 田 一 己 13番 川 野 実 重 10番 木 下 泉 14番 河 﨑 繁 15番 雪 上 勳 16番 古澤直 诵 17番 髙 原 峯 夫 18番 大 森 茂 利 19番 藤澤美芳 21番 永 守 修 一 23番 20番 長 船 裕 一 上村善亮 24番 石 黒 五. 月 25番 大 内 美智子 26番 原 野 健 一 27番 石 原 芳 高

欠席委員

- 11番 宇津木 利 正 22番 久 山 英 之
- 4. 議事に参与した者

 事務局長
 日並
 洋一郎

 事務局
 河原
 克仁

 事務局
 心光
 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用 権設定・利用権移転)

その他

事務局 開会を宣言する(午前9時30分)

定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、 第3回の総会を始めさせていただきます。

まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第3回目の農業委員会総会という ことでご案内申し上げましたところ、大変お暑い中、また、いよいよ 田植えの真っ最中というお忙しい中ご出席いただきありがとうござい ます。本日は案件が若干少なめでございます。本日も十数件の議案が 提案されております。適正な審査をよろしくお願いします。

事務局長 ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内 市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立しているこ とをご報告いたします。なお、11番の宇津木議員、22番の久山議 員から欠席の届出が出ていることを申し添えます。

以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の署 名委員さんに18番・大森委員さん、19番・藤澤委員さん、よろし くお願致します。

それでは、続きまして議題の方に入らせて頂きます。

最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から 説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂きます。

1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第2回総会で農地転用許可相当と議決されました■

■■■外1件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、 平成27年5月29日付けで許可が適当であるとの意見答申がありま したので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可 の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したもの でございます。

以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上 報告承認とさせて頂きます。

> それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 引き続き資料2頁目から説明させていただきます。農地法第3条許可

申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「■■■番地■■ ■ ■ ■ ■ ■ 歳 ■ ■」。譲渡人「■■ ■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は473㎡。農地の所在地「■■ ■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は428㎡。譲受人の農地までの距離は10,000m。耕作面積は5,854㎡。家族及び耕作者数は1名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが 田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に 田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え られます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行 ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【 2 番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■ ■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登 記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,294㎡。譲受人の農地まで の距離は700m。耕作面積は13,002㎡。家族及び耕作者数は4名です。 譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要 望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となって おります。第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■■」さんが 田として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんは譲受後も同様に 田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え られます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行 ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は882㎡です。譲受人の農地までの距離は25,000m。耕作面積は14,219㎡。家族数及び耕作者数は2名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが 田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に 田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え られます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行 ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きま して、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の 担当委員さん■番・■■委員さん、お願いします。
- 番 委 員 ■番、■■でございます。譲渡人の■■■■さんはずっと■■をして おられる方で、譲受人の■■さんは申請地の周辺も耕作しておりま す。相手方の要望により今回申請するものですので、よろしくお願 いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。 それでは続きまして、2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん お願いします。
- 番 委 員 ■番、■■です。この件ですが、譲渡人の■■さんは既に市外に出て おられるため、耕作の都合上申請地を■■さんに■■するものです。 よろしくご審議のほどお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。 それでは最後の3番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願い します。
- 番 委 員 3番案件についてご説明いたします。■■■■さんは■■のほうにおられて帰ってこられないということで、■■さんは■■の人ですけど同じ■■の地区におられた方です。この度不動産屋の仲介などもあり話がまとまりました。どうぞよろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。 (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の 方、挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたしま す。2ページ目をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人「■■■■番地 ■■ ■」。土地の所在地は「■■■」。地目は「畑」。面積は50㎡です。転用目的は「自己住宅」、施設の概要は「住居 1棟 122.01㎡」です。建ペい率は「34.41%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧下さい。

■■■■から■へ150mに位置しております。

【2番案件】

2番案件に参ります。申請人「■■■■番地 ■■」。土地の所在地は「■■■」。地目は「畑」。面積は90㎡です。転用目的は「自己住宅」、施設の概要は「住居 1棟 68.86㎡」です。建ペい率は「28.69%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧下さい。■■■■から■へ50mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、担当委員さんの ご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、■ 番・■■委員さんお願いします。
- 番 委 員 ■番、■■です。申請の■■さんが自宅の建て替えを計画しております。面積を拡大しようということで、申請が出ております。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、2番案件の担当 委員さん、■番・■■委員さんお願いします。
- 番 委 員 ■番、■■です。本件につきましては次の第3号議案との抱き合わせ の話ですので内容をご説明します。申請人、■■さんのお孫さんの自 宅建設のため、■■さんの自宅のすぐ隣の90㎡の畑と、別途■■さん から150㎡の畑、要するに計240㎡の宅地として転用するものであります。これについては特に問題ないと思われますのでよろしくご審議の

ほうをお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。 (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の 方、挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたしま 3ページ目中段をご覧ください。

【1番案件】

それでは1番案件に参ります。譲受人「岡山市東区政津1414番地神仏信仰神社 代表役員 萬代春夫」。譲渡人「■■■番地■■■ 番地■■■ 。土地の所在地は「■■■」。地目は「畑」。面積は1,286㎡。転用目的は「墓地」。施設の概要は「墓地用地86区画 1,286㎡」。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■、借入金■■。隣地の被害は無。なお所有権移転するもので、10aあたり■■となっております。なお転用農地は農用地区域外農地で、現在開発協議申請中です。場所につきましては資料8ページをご覧下さい。■■■■から■の方向に約400mのところに位置しております。

【2番案件】

続きまして2番案件に参ります。譲受人「■■■番■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は815㎡。転用目的は「共同住宅」です。施設の概要は「住居 2棟 349.48㎡」です。建坪率は、29.71%です。農地区分は第3種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■、借入金■■。隣地の被害は無。なお、所有権を移転するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地で、現在開発協議申請中です。場所につきましては資料9ページをご覧下さい。■■■■から■の方向に約100mのところに位置しております。

【3番案件】

続きまして3番案件に参ります。借人「■■■■番地 ■■ ■■■ ■・■■■■」。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所 在地は「■■■」。地目は「田」。面積は417㎡。貸人「■■■■番地 ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は80㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 111.87㎡」です。建坪率は、22.50%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■。隣地の被害は無。なお、■■するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料10ページをご覧下さい。■■■■から■の方向に約550mのところに位置しております。

【4番案件】

【5番案件】

続きまして5番案件に参ります。譲受人「■■■番地■■ ■■
■■■」。譲渡人「■■■■番地■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は150㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 68.86㎡」です。建坪率は、28.69%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■ となっております。資金は、借入金■■。隣地の被害は無。なお、所有権移転するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料12ページをご覧下さい。■■■■から■へ50mに位置しております。

【6番案件】

続きまして6番案件に参ります。譲受人「■■■番地■■ ■■
■■■」。譲渡人「■■■番地■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■」。地目は「田」。面積は490㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 142.51㎡」です。建坪率は、29.08%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■、借入金■■。隣地の

被害は無。なお、所有権移転するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料13ページをご覧下さい。■■■■から■へ約500mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと 思います。まず1番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願 いいたします。
- ■番委員 ■番、■■です。1番案件ですが、神仏信仰神社さんが地目を変更し墓地を作りたいということなんですが、今年の■月の末頃に神社の代表者の方と造成業者により地区の説明が行われました。地図を見ていただきたいのですが■側に大きな池があり、■側には■に伸びる幅員6mほどの道路があります。申請地は畑となっておりますがもう何十年も耕作しておらず、現況は山林に近い状態です。また、道路の■一体は墓地が広がっているという状態です。申請地の隣地では農業をされておられますが、隣地の承諾もいただいており、問題はないと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、2番から4番の案件につい ては■番委員の■■さん、お願いいたします。
- ■番委員 ■番、■■です。2番案件ですが、この土地の所在地は、■も■も住宅がありまして、ずっと前から休耕田になっておりました。そこに共同住宅を建てるというもので町内の役員さんも全員了解しております。よろしくお願いします。3、4番案件は、貸人はどちらも同じ人でして、借人の■■さん、■■さんは親子ということで、申請地に新しく家を建てるものでございます。これも特に問題はございません。4番案件ですが、■■■■さんは■■■■さんの娘さんでございまして、土地を分筆して■■■さんに譲るということで聞いております。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、5番案件の担 当委員さん、■番、■■委員さん、お願いいたします。
- 番 委 員 ■番、■■です。先ほど2号議案でも申し上げました内容の案件です。申請人の■■さんが、近所の■■■■さんから購入した畑の一部を、住宅の新築のため転用するものです。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、6番案件の担 当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。
- 番 委 員 ■番、■■です。6番案件について説明いたします。申請人の住宅が 手狭となったため、この地に新しい平屋を建てたいということで申請 が出ております。排水等の問題もありません。よろしくご審議のほ

どお願いします。

議 長 ありがとうございました。ただいまの第3号議案につきまして皆さん のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありました らお願いいたします。

はい、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 2番案件ですが坪当たりの金額が安いと思うんですが、金額に間違い はないですか。

議 長 事務局の方からお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請書を5月20日に提出を受けておりまして、転用地の価格が10 a あたり■■ということになっております。 進入路がないためそのような価格となっているものと思われます。

■ 番 委 員 わかりました。

議 長 ほかに何かご意見はございますか。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案、農地法第5条許可申請について、1番から6番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計 画についてご説明いたします。資料4.5ページをご覧ください。

> 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議 案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございま したらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告承 認とさせて頂きます。

> それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願い します。

事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせて頂きます。次回は、7月 16日木曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の 予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、8月 7日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度

第3回総会を閉会とさせて頂きます。 ありがとうございました。 (午前10時07分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年6月16日

議長

署名委員

署名委員